

後期高齢者医療制度のお知らせ

■ 保険証（被保険者証）の一斉更新について ■

■ 保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、毎年更新することになりました。

現在ご使用の保険証の有効期限は平成25年7月31日です。

※8月以降は使用できません。

7月中に新しい保険証の更新手続きを行います。

更新日時については、後日、告知端末機でお知らせいたします。

新しい
保健証の色は
ピンク色です

○新しい保険証の有効期限は、平成26年7月31日までです。

○紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場町民課生活環境グループまでお申し出ください。

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限は平成25年7月31日です。

※8月以降は使用できません。

有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、

8月1日以降は、水色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを

ご確認の上、役場町民課生活環境グループへ申請してください。

減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ ・世帯全員が住民税非課税である方

区分Ⅰ 世帯全員が住民税非課税である方のうち、
次のいずれかに該当する方

・世帯全員の所得が0円の方
(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)

・老齢福祉年金を受給されている方

新しい
減額認定証は
水色です

■ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方に医療費通知を送付しています。

なお、次の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）です。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場町民課生活環境グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

●すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

●この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

町民課生活環境グループ

電話 5-1115

告知端末機 5-8815